

議案第 54 号

松阪市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について

松阪市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 132 号）の一部を次のように改正する。

平成 26 年 6 月 20 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

松阪市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

松阪市福祉医療費の助成に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 132 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同条第 3 号中「前号に規定する一人親家庭等の母において、女子を男子に、母を父に読み替えた場合の者」を「法第 6 条第 2 項に規定する配偶者のない男子又は婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）をしたことのない男子（以下この項において「父」という。）であって、民法第 877 条の規定により、現に 18 歳未満児を扶養している家庭の父」に改める。

附 則

この条例は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。